リ　イからチまでに掲げる書類のほか、官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関を含む。以下この項において同じ。）から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

二　法人　当該法人の次に掲げるいずれかの書類

イ　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。）

ロ　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

ハ　イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

三　人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この号において同じ。）　当該人格のない社団等の次に掲げるいずれかの書類

イ　当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。）の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ　前号ロに掲げる書類

ハ　イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

四　組合契約によつて成立する組合　当該組合の次に掲げるいずれかの書類

イ　当該組合の組合契約書の写しで、その代表者その他これに準ずるものの当該組合のものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ　イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

3　報告金融機関等の営業所等の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第三項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項が同項後段の規定により提示を受けた書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

（異動届出書の記載事項）

第十六条の五　法第十条の五第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項の規定により同項に規定する異動届出書（以下「異動届出書」という。）を提出する者が同項各号に掲げる場合に該当することとなる前に提出した同条第一項若しくは第三項の届出書又は異動届出書に特定対象者の居住地国として記載した国又は地域（居住地国を有しなかつた場合には、その旨）及び第十六条の二第一項各号に掲げる事項とする。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

第十六条の六　法第十条の五第六項に規定する同条第二項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が同項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報は、第十六条の三第十一項各号及び第十二項各号に掲げる情報とする。

2　令第六条の五第一項第三号に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とし、同項第三号に規定する総務省令、財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号ハに掲げる書類及び同条第四号に定める書類で同条第一号ハに準ずるもの　報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年

二　前号に掲げる書類（以下この号において「確認書類」という。）に基づいて行つた確認を記録した書類　当該確認書類の提出又は提示を受けた日から五年

3　令第六条の五第三項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第十六条の三第十一項第一号及び第二号に掲げる情報とする。

4　法第十条の五第六項に規定する報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の総務省令、財務省令で定める情報は、第十六条の三第十一項各号及び第十二項各号に掲げる情報とする。

（報告金融機関等とされる者の要件）

第十六条の七　令第六条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　令第六条の六第一項第三号に掲げる者　平成二十三年一月一日以後に開始する事業年度のうち連続する三事業年度（その者が個人である場合にあつては、平成二十四年分以後の年分のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　その者の収入金額の合計額のうちに特定取引（令第六条の七第一号トからリまでに掲げるものに限る。）に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。次号及び第十六条の九第五号において同じ。）につき当該特定取引を行つた者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が百分の二十以上であること。

ロ　その者の収入金額の合計額のうちに金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

二　令第六条の六第一項第四号から第六号までに掲げる者　平成二十三年一月一日以後に開始するこれらに掲げる法人、組合又は信託に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三事業年度又は三計算期間において、当該法人、組合又は信託の収入金額の合計額のうちに有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

2　令第六条の六第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、同項に規定する者が最初に前項の要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日とする。

3　第一項の要件を満たすことにより報告金融機関等に該当することとなつた者は、特定取引を行う際、当該報告金融機関等との間で当該特定取引を行う者がそれを認識することができるよう必要な措置を講じておかなければならない。